

市に対する生活関連要望について

市に対する要望のうち、生活関連（道路、交通安全、防犯、河川、農業用水、公園など）の要望は、住民自治協議会がとりまとめて市に提出してください（東広島市地域づくり推進交付金交付規則第9条による必須項目）。生活関連要望以外の要望がございましたら、担当課もしくは市民生活課へご相談ください。

また、各担当課が定めている専用の様式があるものは各担当課へ提出し、様式の定めが無いものは市民生活課へ提出してください。（生活関連要望について、平成27年度までは6月に一回のみ提出いただいていたましたが、平成28年度からは随時提出いただいています。）

担当課が分からない場合は、市民生活課までご相談ください。

要望の種類	提出者	提出先・回答者	提出時期
1 生活関連要望（様式有り）	自治協	各担当課	随時
2 生活関連要望（様式無し）		市民生活課	
3 生活関連以外の要望	担当課もしくは市民生活課へご相談ください		

1 生活関連要望（様式有り）の手続き

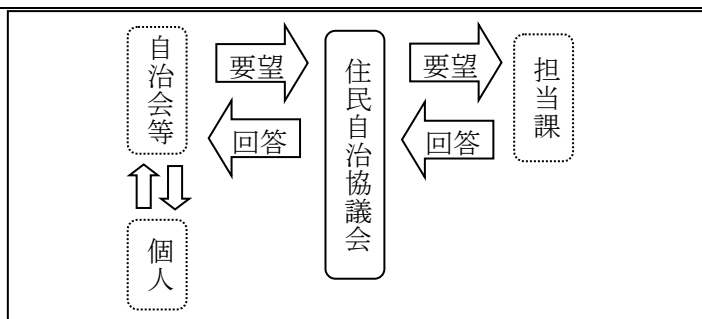
各自治会等からの要望を住民自治協議会で取りまとめて、各担当課へ提出してください。各担当課から回答いたします。

※生活関連要望の専用様式

- ・ 道路関連…市道改良・維持管理、農道改良・維持管理、急傾斜地崩壊対策
- ・ 交通安全施設…カーブミラー・ガードレール
- ・ 防犯施設…防犯灯設置補助、防犯カメラ設置補助
- ・ 河川関連…河川の維持修繕・農業用排水路の修繕
- ・ 農業用水関連…頭首工・農業用排水路の改良、小規模土地改良・災害復旧補助、ため池改良
- ・ 公園関連…公園の施設の修繕
- ・ その他…集会所の整備、給水要望、報道機関への情報提供

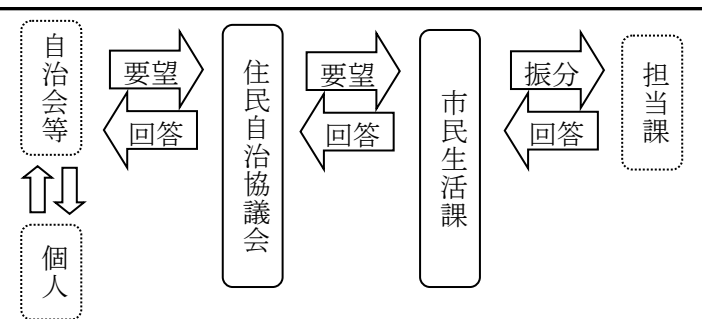
※様式は、市ホームページ＞暮らし・手続き＞市民協働・大学連携・交流＞市民協働＞住民自治協議会＞地域住民の市に対する生活関連要望事項についてにあります。

キーワード検索「生活関連要望」にもできます。



2 生活関連要望（様式無し）の手続き

各自治会等からの要望を住民自治協議会で取りまとめて、市民生活課へ提出してください。一般的には20日以内に回答いたしますが、要望件数が多い場合や、関係担当課が多い場合、お時間をいただく場合があります。



3 生活関連以外の要望

生活関連以外の要望がある場合は、担当課が複数に関わる場合や、様式の有無など様々な状況がございましたので、まずは担当課もしくは市民生活課へご相談ください。